

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年7月1日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
産業技術センター	平成26年4月8日
栗林公園観光事務所	”
高等技術学校	平成26年4月17日
産業政策課	平成26年4月22日
経営支援課	”
労働政策課	”
観光交流局	平成26年5月22日
企業立地推進課	”
大阪事務所	平成26年5月23日
計量検定所	平成26年6月6日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

生産物の売払収入について、前納により収入すべきところ、生産物引渡しの6か月後に収入調定がなされ、後納されていた。（栗林公園観光事務所）

イ 支出について

(ア) 物品購入伺が作成されていないものがあつた。また、購入物品の規格、単価等の記載がないものがあつた。（栗林公園観光事務所）

(イ) 県外旅費、外国旅費について、旅行の完了した日から支払日まで数か月経過しているものが散見された。

また、県外旅費の精算に当たり、駐車場料金の領収書が添付されていないものがあつた。

（観光交流局）

ウ 契約について

(ア) 庭園コンサート開催に係る業務委託契約について、契約締結後10か月以上経過しているにもかかわらず、支出負担行為がなされていなかった。(栗林公園観光事務所)

(イ) 業務委託契約書について、請負に関する契約書であるにもかかわらず収入印紙が貼付されていなかった。(高等技術学校)

エ 物品について

(ア) 郵便切手受払簿に記帳漏れがあった。また、郵便切手受払簿及び駐車場券受払簿に物品出納命令者と出納員の押印漏れがあった。(産業技術センター)

(イ) 貸付物品について、契約書に定める貸付期間終了前に物品の返納を受けていたが、当該契約を解除していなかった。

また、貸付元と貸付先の代表者が同一であり、双方代理となっていた。(栗林公園観光事務所)

(3) 検討指示事項

該当事項なし